

## 志賀原子力発電所 雨水流入に関する追加指示文書の受領について

平成29年2月8日  
北陸電力株式会社

本日（2月8日）、原子力規制委員会より、志賀原子力発電所2号機原子炉建屋内への雨水流入事象に関し、志賀1号機および2号機について追加指示文書を受領しましたので、お知らせします。

当社は、平成28年9月28日に発生した志賀2号機の原子炉建屋内への雨水流入事象について、12月26日に根本原因分析およびその結果を踏まえた再発防止対策とともに、志賀1、2号機の原子炉建屋等の貫通部の調査結果を原子力規制委員会へ提出いたしました。（平成28年12月26日お知らせ済み）

本日、原子力規制委員会より、下記の事項を実施するための計画を策定し、3月8日までに報告するよう追加の指示を受けました。

当社は、今回の原子力規制委員会からの指示に対して適切に対応してまいります。

志賀2号機で発生した雨水流入事象において、地域の皆さまには大変なご迷惑とご心配をお掛けしていることにつきまして、心からお詫び申し上げます。

### 記

#### （指示事項）

1. 止水措置を実施していない建屋の貫通部<sup>※</sup>について、当該貫通部または全ての外郭貫通部に対し、速やかに止水措置を実施すること。なお、止水措置の実施が完了するまでの間は、当該貫通部に対する外部からの浸水を監視するとともに、浸水に至る蓋然性が高い状況を検知したときは、これを防ぐ応急処置を実施すること。

※ 当該貫通部の外側にある貫通部（外郭貫通部）の全てに止水措置を実施しているものを除く

2. 1. の止水措置を実施することが安全設計上不可能な場合等の特段の合理的理由がある場合は、外部からの浸水に対して止水措置以外の措置を実施することを妨げない。この場合においては、速やかに当該措置を実施することに加え、当該貫通部に対する外部からの浸水を監視するとともに、浸水に至る蓋然性が高い状況を検知したときは、これを防ぐ応急処置を実施すること。

以 上